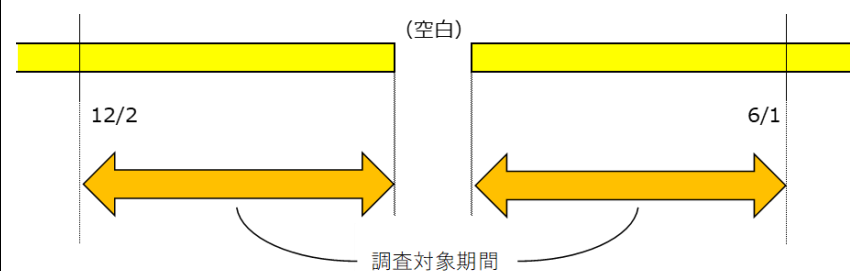
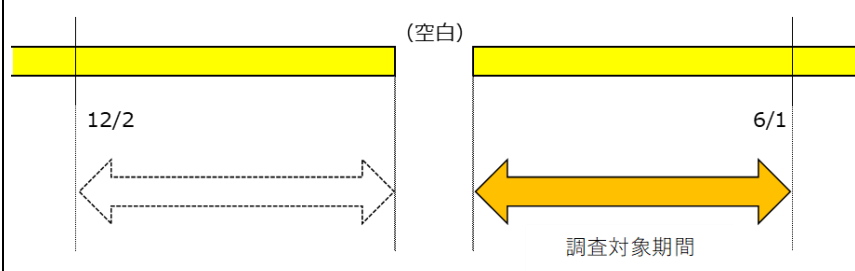


(参考資料)

■ 講師等の期末勤勉手当に係る特例的な取扱い

現行	変更後（案）
調査対象期間は、基準日以前6箇月の期間のうちの「在職期間」 （※本市期末勤勉手当制度の特例）	調査対象期間は、基準日以前6箇月の期間のうちの 「 <u>引き続いた</u> 在職期間」 （※本市期末勤勉手当制度に基づくもの）
（例）  ※（空白）の期間は、期末手当においては「実勤務日数」に含まず、 勤勉手当においては「欠勤等日数」とみなす。	（例）  ※（空白）の期間及び点線矢印の期間は、期末手当においては「実勤務日数」 に含まず、勤勉手当においては「欠勤等日数」とみなす。